

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年1月22日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 1 月22日 (月) 午後 1 時00分～午後 3 時52分
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 1 委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 石田 ちひろ 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君
委員 浅野 ひろゆき 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺 嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
臨時 給 付 金 担 当 課 長 兼 務 中山 参 事 (障 害 者 福 祉 課 長 事 務 取 扱)
松 山 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長
飛 田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 川 島 健 康 課 長
西 田 健 康 推 進 部 長 品 川 区 保 健 所 長 兼 務 井 浦 品 川 区 保 健 所 生 活 衛 生 課 長
三ッ 橋 国 保 医 療 年 金 課 長 鷹 箸 参 事 (品 川 区 保 健 所
舟 木 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 品 川 保 健 セ ン ター 所 長 事 務 取 扱)
間 部 品 川 区 保 健 所 大 井 保 健 セ ン ター 所 長 榎 本 品 川 区 保 健 所 荏 原 保 健 セ ン ター 所 長

○午後1時00分開会

○石田（秀）委員長

それではただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、行政視察の報告書についておよびその他と進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 品川区立発達障害者支援施設 就労支援事業の変更について

○石田（秀）委員長

まず、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)品川区立発達障害者支援施設 就労支援事業の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中山障害者福祉課長

私から、品川区立発達障害者支援施設の就労支援事業の変更について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。品川区立発達障害者支援施設ぷら一すですが、平成26年4月に、発達障害者に特化した成人期支援施設として開設いたしました。

発達障害のある方は、発達の特性に合った支援をすることで社会での自立を目指すことができることから、就労継続支援A型およびB型事業を活用して、発達障害者の雇用の場の確保、そして一般就労で必要な社会性や能力向上のための訓練をこの間行ってまいりました。

これまでの運営を通しまして、発達障害者に必要な支援のあり方について再検討させていただき、下記のとおり、就労支援事業の変更を行いたいと考えております。

変更の内容になります。就労継続支援A型エブリィを廃止いたしまして、その分の10人の定員を全て就労継続支援B型ガーデンに持ってまいります。B型ガーデンの定員を10名から20名ということで変更します。

変更予定日ですが、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由になります。就労継続支援A型は、本来、雇用の確保ということが主目的の事業であります。ただし、発達障害の方につきましては、発達特性に合わせた支援を行うことで一般就労も十分に可能であることから、これまでA型においても一般就労へのステップをつなぐことを目的に支援をしてまいりました。

成人期におけます発達障害者は、社会での不適応から二次障害等が併存し、生活スキルの支援から始める必要のある方、また、発達特性に合わせた支援や社会における合理的配慮も活用しながら、能力を活かした就労につなぐことができる方もいるなど、その状態像が大きく異なっております。

成人期支援事業、これは相談事業になりますが、リクトで実施しております発達特性の支援を活用しながら、雇用確保で継続してしまうA型から就労継続支援B型事業に一本化し、個々の状態像やステップに合わせた支援をトータルに行っていくことで、社会的自立、ひいては一般企業への就労を目指していきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

具体的なところで何点か教えていただきたいと思うのですが、ふら一すはげんきが請け負っていたかと思うのですが、委託されている事業者がどこかということの確認をお願いしたいと思います。

それから、発達障害の成人期の支援施設はここだけしかないのかということもお聞かせください。

それからもう1つ、発達障害の方で、こういう形で支援が必要な方がどれぐらいいらっしゃるのか、区としてつかんでいる人数とかがありましたら教えてください。

それからあと、今回、A型をなくしてB型だけにするということなのですが、A型、B型の需要がそれぞれどうなっているのか、そしてまた、今現在A型に通われている方は何人くらいいらっしゃるのか、その方はその後どういうふうになっていくのか、A型がなくなることで困る人は出ないのか、そこら辺のところを教えてください。

○中山障害者福祉課長

まず、こちらの発達障害者支援施設の指定管理者になりますが、社会福祉法人げんきになります。

ほかにこうした発達障害の方の成人期の支援を行う場所があるのかというご質問ですが、区内ではこちらだけになっております。

それから、区でつかんでいる発達障害者の人数ということなのですが、発達障害の方は大体100人のうち6人、6%ぐらいいると一般的に言われているところではありますが、実際に発達障害の方全てに支援が必要なわけではありませんし、手帳がない方も多いので、区としてどれぐらいの人数がいるかというのはなかなかつかみ切れていない状況がございます。

A型とB型の需要についてなのですが、当初10名10名にしたというところは、例えば発達障害で引きこもりの方などが、リクトという相談事業から少しずつ外出ができるようになり、B型に通い、そしてある程度、週5日きちんと勤務ができる状況になるような方をA型にということで、そこから一般就労みたいな循環型を考えていたところではあるのですが、やはり二次障害を起こされている方の中には、リクトからB型に行くこともなかなか難しい方がいらっしゃいますし、逆に能力がある方、A型で毎日通ってこられるような方は、特に就労のスキルがないという方ではないので、むしろ自己認知をされて、どういうふうに周りとうまく適応していくかみたいところを学ぶことで十分に一般企業に就労ができるというのがこの間わかってきたところです。

そう考えたときに、A型の需要が全くないかというところではないかもしれませんが、むしろA型にとどまって、最低賃金の保障という形でここで雇用を継続していくよりも、訓練をすることで一般企業に行けている実績がこの間見えてきたので、今後はB型に特化し、むしろ一人ひとりの課題に対応して、どういうふうに一般企業の就労につなげるかというところを重視したいと思っております。

A型なのですが、今現在は2の方がいらっしゃいます。今年度当初、3の方がいらっしゃったのですが、お一人は10月に一般企業に就労されました。残りのお二人の方なのですが、そのうちお一人の方につきましては、現在、企業の面接の準備をしているところです。もう1人の方は、作業の定着、自己認知が難しいのでB型に移行するというところで、ご本人とそれからご家族の方ともお話を済ませています。

ただ、仕事自体の中身が変わるわけではないので、仕事でそれだけの生産性があつたときには、今と同じ賃金が払われるという形で考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

そうしますと、A型は、現在3人から2人になったということで、こういう方向になるということも踏まえてなのかもしれませんが、それほどたくさん的人数ではないということですから来ていたのでしょうか。

それから、就労に向けての支援ということにもなってくると思うのですが、B型のほうでその方の特性に合わせた支援を行い一般就労につなげていくという考え方でいくのかということと、もう1つ、就労となったときに、一般就労したところでも適応がなかなか大変で、いろいろと、二次障害ではないですが、そういう状況になってしまうということも実際お聞きしているのですが、A型をなくして一般就労というところでは、ジョブコーチですとか、一般就労したところでスムーズにいくような支援というのはあわせてやっていかれるのか、どういう体制になっていくのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

あともう1つ、成人期支援事業リクトは相談事業ということなのですが、相談の実績はどれくらいなのかという点についてもお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

A型の今までの推移ということでございます。今年度については3人スタートだったのですが、平成27年、平成28年は9人でスタートしておりますし、平成26年は7人ということで、必ずしもずっと少ない人数だったわけではありません。その中から一般企業に行った方もいらっしゃいます。

ただ、B型と比較して気になるのが、A型に来られなくなってしまった方というのが、入院になったり、あるいはまた自宅に閉じこもりになってしまったりと、A型からB型に移るのではなく、ドロップアウトのような形の方がいらっしゃいました。B型では逆にそういうケースが少ないのです。

そういったことを考えたときに、作業能力ではなく、やはり周りとの環境設定であったり折り合いのつけ方だったりということが特に大事になるというところでは、B型で丁寧にその方のどこに弱みがあってというようなことにきちんと着目したほうがいいのではないかと考えています。

それから、就労後のフォローというところになります。まず、就労につなげる段階でも、こちらの施設のサービス管理責任者が企業にその方の特性を話し、理解もしてもらっているところですが、一般企業の就労につながったときには、障がい者就労支援センター、げんき品川に登録し、そこでもジョブコーチを受けることができますので、そういった二重の形で支えるようなことができればと思っております。

発達障害の方の難しさというのは、就労した後に、仕事はできても、周りの人との人間関係とかに悩むこともあると思いますので、またそこは成人期支援事業リクトに相談に来てもらって様子を見るということも重ねてやってまいりたいと思っております。

それから、リクトの内容というところなのですが、リクトは、個別の面接、それからソーシャルコミュニケーションですとか、就労準備としての相談みたいなものもしております。

それで、実際の相談件数ですね。例えば平成29年ですと70人がリクトに登録しているような状況です。相談の件数は申し訳ありませんがとっておりません。70の方が登録をし、そこで就労に向けた支援であるとか面接の準備であるとか、個別の課題を克服するための内容であったりというようなこと、あるいはグループワークみたいなことも行っているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

ありがとうございます。障害の方はそれぞれの特性があって、本当に支援がないと、またいろいろな関係のところでは鬱になったりとか、二次障害みたいな、そういうのになってしまうと、その後々までも

生きていくのが大変というような状況がつけられる部分があると思うのですが、そういう点では、きめ細やかな支援というところで、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っています。

それで最後に、ぷら一すの体制は、職員が9人ですか。職員はどういう資格の方がどういう形で仕事をされているかという、その体制だけ、教えていただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

管理者、サービス提供責任者、こうした者には社会福祉士の資格を持った者がおります。

A型とB型は10名に対して1人、それからそれにサービス管理責任者とかという基準があるのですが、実際リクトには、それ以外にたしか3人職員がいて、そちらは臨床心理士なども配置しております。

申し訳ありません、先ほどリクトの数字で、相談の件数ですけれども、平成28年度で477回個人面談をし、グループワークに参加した人が301人ということで統計が出ております。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。

○石田（ち）副委員長

A型のエヴリィが廃止されるということなのですから、A型のエヴリィではどんな作業がされていたのかの確認と、あとリクトは、今70名登録とあったのですけれども、登録定員はあるのでしょうか。そこだけお願いします。

○中山障害者福祉課長

A型の作業内容ですが、パソコンを活用したというところで、スキャニングをして、その資料の台帳を整理するというような仕事を主に、それからあとは文章を起こす作業、テープ起こし、こうしたような作業もやっているところです。

それから、リクトについては特に定員は設けてございません。

リクトの利用が多くなってきたので、この間、心理士を1人追加しているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（ひ）委員

平成26年から約4年間で、先ほどのご説明でも循環型で一般就労のほうにというところだったので、ここを通して一般就労に移った方がどれくらいいらっしゃるのかということだけ、お聞かせください。

○中山障害者福祉課長

全部で、A型から4人、B型から6人の方が一般就労に移られております。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。

○若林委員

A型が廃止ということで、変更の理由というところに、本来、A型は雇用の確保ということが主目的であると。ただ、この間、約4年間やってきたところの目的は、一般就労へのステップをつなぐことを目的にしてきたと。

ということは、いわゆる発達障害のある方は、そもそもA型というのはそぐわないというか、A型ではなくて、相談があって、B型があって、そして一般就労をとという形に、げんきというのか、ぷら一す

というのか、そういうところが判断をされたと。また、区としてもそういうふうに判断をしていると捉えてよろしいのですか。

○中山障害者福祉課長

委員おっしゃるように、A型というのは、最低賃金を保障し、そこで雇用を継続していくというのが主目的になると思います。一般就労を目指すところのサービスというのは、本来であれば就労移行支援というのがあります。ただ、あれは有期限で、2年間という期限が区切られています。

発達障害の方は、すぐにも就労できそうな方から、20年間引きこもっていてなかなか外に出ることも難しいような方まで幅広いので、有期限のサービスというよりは、B型で相談も受けながら、生活リズムを整えるというのでしょうか、作業の能力がないわけではなく、例えば毎日通うことができるのか、作業した中身を報告したり、周りときちんと話をすること、コミュニケーションスキルを身につけることができる、そういったことが課題になっているため、A型でそこで安心してそのままいいのだというよりは、B型で訓練を主にしながらその方の弱みを強化していく、そうした形の支援のあり方がいいのではないかとということで、この間ずっと区と社会福祉法人げんきでは定例会を行ってまいりましたので、その中で相談の実績ですとか実際に一般就労に行く方の実績などの経緯を見ながら、今回、このように決めさせていただいたところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。いいですか。

それでは、報告事項(1)を終了いたします。

(2) (仮称)品川区立障害児者総合支援施設開設に向けての進捗状況について

○石田（秀）委員長

次に、(2) (仮称)品川区立障害児者総合支援施設開設に向けての進捗状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○飛田障害者施策推進担当課長

それでは私から、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設開設に向けての進捗状況について、ご報告いたします。

資料をご覧ください。現在、運営に関して、平成31年4月開設に向けて、4法人と各事業について運営会議を定期的に開催し、各法人における事業の役割分担等について協議を行っております。

また、品川児童学園とグロー相談支援事業所は、平成31年4月の開設前より事業を開始し、区内における事業基盤の整備を図っているところです。

品川児童学園の運営事業者については、社会福祉法人福栄会から社会福祉法人ゆうゆうへと平成29年4月より変更となりました。事業の中身はそのまま引き継がれ、多くの職員が継続して従事しているため、大きな混乱はなく運営されております。

事業実績については、八潮に移って2年目でもありますので、出席率は若干高くなってきております。相談件数については微増となっているところです。

そしてもう1つ、社会福祉法人グローについては、今年度から新たに4カ所目の相談支援センターとしましてグロー障害者相談支援センターを開設いたしました。6月からは指定特定相談支援事業所として指定申請を行い、ケアプランの作成も行っているところです。

実績としては、こちらは始めたばかりでまだまだなどところもありますが、相談件数や計画相談数は徐々

に増えているところであります。ほかの相談事業所とも連携をとりながら運営しております。

今後の予定としましては、平成30年6月に品川区立障害児者総合支援施設条例制定、そして12月に指定管理者決定、平成31年2月に竣工、4月に開設となっております。

裏面には、参考として階層のイメージと共同事業体フリーユニティの構成法人を記載しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

いよいよ平成30年度中にでき上がるということで、あと1年ちょっとというところに来たわけですが、ここに書かれているところで何点かお聞かせください。

今回の総合支援施設は4つの法人と一緒に運営することになるのに対して、定期的に運営会議を開催しと書かれているのですけれども、定期的というのはいくらなのか、前のところで1カ月に一、二回とかと書かれていたところもあるのですが、そういう形ですとやり続けてこられているのか、そして、どういう中身で、現在、課題はあるのかというあたりもお聞かせいただきたいと思います。

そして、(1)なのですけれども、品川児童学園ということで、福栄会からゆうゆうに運営が変わって、職員はそのまま引き継いでいるということなのですが、品川児童学園は、事務事業概要を見ても、児童発達支援と放課後等デイサービスと子ども発達相談室という3事業を一体的に運営しているということなのですけれども、この出席率というのは何を意味しているのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それとあと、スケジュールなのですけれども、今度、第2回定例会のところに条例が来て、そして指定管理者を12月には決定していくということなのですが、地域への説明会はこれまでどのようにされてきたのかということと、これからの地域への説明会ですとか、それから総合支援施設ですのですさまざまな障害のある方がこの施設を利用されるようになっていくと思うのですけれども、そういうさまざまな障害者団体ですとか当事者や家族に対しての説明会は、どういう日程で、どういう形で行われるのかという点についてもお聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

何点かご質問いただきました。あと1年で運営が始まるということで、今、運営会議は大体月に2回やっております。それとほかに、そこでまとまらなかったところは、個別にいろいろ課題等について話し合っております。現在ですと、どれだけの受け入れ体制とか職員の募集体制とか、なかなか今、募集のところも大変なので、どういうふうに計画を立ててやっていくのかとかということも詰めているところです。

児童学園の出席率というところは、今回、通園の給付の対象人数でこちらは出しております。

下の相談件数は、そのまま相談部門の相談件数を入れております。

今後の地域への説明会の件ですが、平成29年3月に利用者向け、また、施設、団体等、関係者向けに行ったところですが、今後はまたこの施設ができてから、実習生の受け入れ等もありますので、港特別支援学校や城南特別支援学校の現在高校1年生、2年生の保護者、実習が始まりますので、そういう方を対象に、また、そこを利用します当事者の方々に声をかけて、3月上旬あたりにやりたいなど考えているところでございます。

地域への説明会ですが、工事の前から全部で4回行っているところです。

○鈴木（ひ）委員

地域への説明会というのは、中高層建築の条例に基づく説明会とかなんかもあったわけですね。そういうことでの説明会なのでしょうか。それから、いよいよこれからできていくということに対して、地域にこういう形でできていきますよという説明会みたいなのはあるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、裏のページに階ごとの、どの事業者が何をやるのかということが書かれた資料が階層イメージということで出されているのですけれども、今までこういうものがつくられますよというのは委員会の中でもご説明いただいていたし、それからあと平面図も出していただいて、どこに何がどれぐらいの広さでつくられていくかということも、ちょっと前になりますけれども、出されていたのですが、例えば愛成会がこれとこれとこれを受け持つとか、こういう説明は今までどこか委員会の中であったかなという思いがして。というのも、私、グローがもっと責任というか、もっとたくさんの事業をやるのかなと思っていたら、相談支援だけがグローという形になっているので、改めてこういうふうになるのかという思いがしたのですけれども、どの事業をどこが受け持つというのは委員会で報告しているというのがわかる場所があったら教えていただきたいのが1つです。それからあと、これから4法人がいよいよ1年ちょっとで、先ほども運営委員会を月に2回ずつ開いて課題別にいろいろ相談をしながらということなのですけれども、4つの法人でそれぞれ職員体制、確保するのもかなり大変ということもあるのではないかなと思うのですが、4つの法人がそれぞれどれぐらいの職員体制になるのか、そして、この施設全体で何人ぐらいの職員体制になるのか、その辺がわかったら教えていただきたいと思います。

それで、今まで児童学園とか何かでやっている事業がまたこちらに戻ってくる形になるのだと思うのですけれども、そのところの職員体制がどれぐらいで、新たに確保しなければならない職員はどれぐらいいるのかということもお聞かせいただけたらと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

まず最初の説明会ですね、旧児童学園の取り壊しというところで地域に説明しまして、その後、建築の計画等の説明もしております。また、4法人の候補事業者がプロポーザルで決まりましたという報告等も地域にはしております。

階層のイメージを今回つけさせていただきましたけれども、詳しくはまだ説明していないところでして、はっきりとどこがここでやりますというところについて、実はまだ詰めているところも一部あるのです。例えば2階の就労継続支援B型と訪問系サービスに愛成会と書いてありますけれども、訪問系はゆうゆうが北海道で実績があるということも活かして、今、そういうところも協議しています。

グローは、現在、指定特定相談支援事業というところですが、事業としては1つなのなのですが、4法人全体のまとめ役はグローが行っているという現状です。

それで、今後、4法人、人の採用は非常に大変なところがあります。フルに入った定員数をこちらに書かせていただいています。もちろん最初からフルというのはなかなか難しいので、徐々に定員数を増やしていこうと考えております。それに伴って、人はどれぐらい必要なのかとか配置をどういうふうにするか、また、今まである事業所からどれだけ人が来られるのか、そういうところをまさに今、それぞれの法人、また、4つの法人が集まって相談しているという現状にあります。

児童発達支援センターの児童学園は今までと同じというところですが、ここに関しては今までより定員が10名多くなって、さらに肢体不自由の方も入ります。ですので、またそういうところで配慮しないといけないということで、その肢体不自由のところも何人まで入れられるか、職員の質等というところもありますので、慎重に協議しながら毎月の運営会議で諮っているところになります。

○鈴木（ひ）委員

建物も中の事業にしても、総合ですから、かなり大きな施設になっていくことになると思うのですが、法人もまだこれが確定ではないということであれば、大体これぐらいの事業をやるとしたら、この総合支援施設で職員としてはイメージとして何人ぐらいになるというところがわかっただら、教えていただきたいと思います。

それから、前の議事録も読んでいましたら、屋上で菜園みたいなものをやるとか、太陽光とかもつけたほうがいいのかという意見がこの中からも出されていたのがあったのですが、そこら辺もわかる範囲で結構なのですけれども、おおよそそういう方向だというのがわかるものがありましたら、お聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

本当に大きな施設で、職員全体でどのくらいになるかということですが、非常に多くなると思います。現在、品川児童学園自体で職員は、常勤もいれば非常勤もいるのですけれども、たしか32名います。ここでは生活介護や短期入所等、レストランカフェとか、そういういろいろなサービスが入っています。ですので、100名近くにはなるのではないかなと考えています。まだ正式な人数は実際出してはいるところですが、定員数、募集人数もまだ決まっていますので、それに合わせて今まさに話しているところですが、

また、屋上の菜園とか太陽光についてですが、そこはまだ私の方ではわからないのですけれども、例えば2階部分の遊戯の場所とか、建築のほうでも緑化の関係である程度場所をとらないといけないという決まりがあるということで、どこまでやるか、子どもの遊び場の確保も必要なので、そういうところも今協議しております。

○鈴木（ひ）委員

この施設は、各障害者団体の方々からもすごく期待の大きい施設だと思うのです。そういう点では、この施設の情報を各障害者団体の皆さんにもしっかりとご説明いただいて、ご意見をお聞かせいただきながら、要望も取り入れられるところはぜひ取り入れるような形で、3月上旬には各団体への説明会もされるということですので、ぜひ団体の皆さんのご意見やご要望にもお応えいただけるような形で進めていただきたいと思うのですけれども、最後にその点だけ、お願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長

今のところ、3月上旬には、先ほど申し上げましたけれども、特別支援学校の保護者、当事者、各団体の方にはお知らせしまして、一緒に利用するわけですから、より利用しやすい施設、また、皆さん期待されているのを重々感じておりますので、少しでも皆さんの期待に応えられるようにできればいいかなと思っております。

○鈴木（真）委員

今後のスケジュールの件で確認なのですが、私もこの近くを通るときに見ているのですが、開設、完成は間に合うのですか。専門家ではないからわからないのですが、建築状況を見ていて、2月の完成はどうかかなと。その辺、まず1点、教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

今、建築のほうで、基礎をやっているところですが、

今、私が聞いているところでは、平成31年2月竣工を目指して、設計業者と施工業者、いろいろと協議しながら進めていると聞いております。

○鈴木（真）委員

専門でないのでわからないのだけれども、通るときに見ていて、ほかの建築現場の状況と比べるとすごく遅いのではないのかなと感じているのです。だから、この日程が出てきて、当然これでやってもらいたいだけれども、事故が起きないように工事を早くやってもらいたいなというところと、今、設計業者という話もありましたが、そこら辺の調整を区でやってもらったほうがいいのではないかなということ非常に感じていますので、それは要望にしておきます。

それから、私が勘違いしていたら申し訳ないのですが、一番最初の関係で、指定管理候補者である共同事業体フリーユニティーという言葉、これは最初からあったのでしょうか。私の感覚では、4つの事業者が指定管理を受けるのかなと思っていたのですが、最初からこの1つのものになっていたのでしょうか。そこを教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

フリーユニティーという名称は、4つの共同事業体、4つのところと一緒にプロポーザルをして、共同事業体フリーユニティーというところから出てきたということです。あくまでも4つの法人の共同体の名称となります。

○鈴木（真）委員

その共同体というのは、1つの法人を、別法人をつくっているわけではなく、4つがまとまってやっていると。品川の指定管理で今までそういう形がずっとあるのでしょうか。そこら辺が私の知識にないので。

○飛田障害者施策推進担当課長

あくまでもこのフリーユニティーというのは共同事業体の名称でありまして、それぞれ4法人、社会福祉法人3つと一般社団法人1つというところ取りまとまっております。

指定管理のところでは、今、他の部署ともどのようにやっていくかというところの調整中になります。

ほかの例というところでは、図書館などが行っていると聞いております。

○鈴木（真）委員

要するに、共同事業体というのは1つの法人にはなっていないわけですよね。1つになっていないところ、その中に4つ入っているものと指定管理というケースがあるのか、それでいいのかなというのが、ちょっとわからなかったのです。

○飛田障害者施策推進担当課長

現在、共同事業体ということでは、図書館の運営もやっていると聞いております。

今回、こちらはあくまでも共同事業体としてということではなく、各法人、4つの法人のまとまりがフリーユニティーということだけ名称がついているということになっております。

○石田（秀）委員長

ちょっと経理みたいな話になってしまうのだけれども、4つの法人と1つずつ指定管理をやるのか、フリーユニティーという法人化がないところとそこでやるのかというのが、今、経理課と詰めていてわからないというならそれでいいのだけれども、そこを答えてほしいのと、図書館でそういうのがあるということだが、我々もイメージがないので、そこら辺がどうなっているかというのが、法的にいいのかということも含めて、何となく我々だったら1個ずつの法人と指定管理をやるのかなというイメージがあるから、そこら辺を明確に答えてほしいということなのだよね。

○飛田障害者施策推進担当課長

そちらの指定管理のやり方なのですが、はっきり申し上げて、今ちょうどそこを詰めているところで、どのような指定管理のあり方がよいか、そういうところを実際我々も詰めているところでもあります。

○鈴木（真）委員

ちらっとお聞きした中で、もし個別にやっていくとすると、医療系が入ってくるということで、品川区の中に医療系の指定管理者が入る形になりますよね。共同事業体で、ここ1つであれば、それは違うと思うのだけれども、そこら辺が区としてどうなのかなと。今までなかった部分が入ってくるわけですよね。

経理上でも、医療というのを見ていく中でいいのかどうか、そこら辺も広げて考えていくと、どうなのかなというところがあったので。私は、最初、4つばらばらに指定管理をするのかといろいろな説明会に行ったときもそう思っていたのですけれども、契約が4つがまとまった1つのものとき、本当にさっき言った法人格のないもので対応し切れるのかどうか。その辺を今詰めているということなのでしょうけれども、少しきちんとしておきたいなと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

委員がおっしゃるとおり、今までそういう4つの法人、各指定管理、また、同じ建物というものは、なかったところです。ですので、本当にどういうふうに行けばいいのか、実は非常に悩んでいるところです。

ですので、どういうやり方がいいのか、もう一度、内部で協議しているという現状にあります。

○川島健康課長

今のやりとりのお答えになるかどうかというのはあるのですが、健康センターが、住友不動産エスフォルタ、それからNTTファシリティーズ、住友不動産の共同事業体という形で指定管理をさせていただいているという状況がございます。

○鈴木（真）委員

共同事業体でできるという答えが、実際にあるのだからそれでいくのかなと思うのですけれども、さっきの説明にもあったかと思うのですが、4つの法人の中の問題とか経理上の問題というのも相当複雑になるのではないかなというところなので、区として指導していかなくてはいけない部分、そこら辺をぜひうまく進めてくださいということで、もう1回、確認だけお願いします。

○中山障害者福祉課長

こちらの共同事業体フリーユニティーというのは、当初、プロポーザルに応募されたときに、4つのそれぞれの法人が一体となって運営をするということで、共同事業体ということで手を挙げていただきました。

指定管理の結び方というところでは、今まさに共同事業体と結ぶほうがいいのか、それとも個別にある法人と結ぶほうがいいのか、どういったやり方があるかについて、今、検討を進めているところがございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○浅野委員

今回、この資料も読ませていただいたのですけれども、進捗状況の中で4行目に「2法人が開設前より事業を開始し、区内における事業基盤の整備を図っている」と文章としてあるのですが、具体的に事業基盤の整備という部分についてどのようなことをこれまでやってきたのか、教えていただきたいと思

うのです。

事業基盤といいますと、すごく大きな考え方だと思うので、多分2法人だけではなくて、当然ほかの法人も入ってくるのかなと思います。お願いいたします。

○飛田障害者施策推進担当課長

こちらの基盤整備の2法人というところでは、1つはゆうゆうという北海道の事業者、そしてグローという滋賀県の事業者です。それぞれ品川から遠く離れた事業所ですので、まず品川区のやり方とか、ほかの事業所との連携、そういうところと一緒にやりながら、どのように進めていくかというところを今まさに模索しながら、こちらに書かせていただきましたけれども、各施設の連携等、今やっているところになります。

○浅野委員

大体イメージはつかめたのですが、事業基盤の整備、いつまでかかるのかなというのを教えていただきたいと思うのですが、4法人ということですので、それぞれうまくまとめていかなければならないという手順も必要だと思いますけれども、どのような形でまとめて、きちんとした形にしていくのか、概要で結構ですので教えてください。

○飛田障害者施策推進担当課長

開設まで1年ありますので、まずその1年をめぐりして基盤をまとめ、それをまた新しく入ってくる2法人、そこも同じ施設に入りますので、そこでまた連携しながら、今まで培った基盤を整備したところを次の法人にも伝えるというふうに考えております。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○若林委員

まず、品川児童学園の進捗状況で、今、運営状況は安定してきているということでしたが、何で安定してきたのかというところをお聞かせいただきたいと思うのです。

今年度と昨年度の出席率と相談件数が対比されているのですが、今までの、いわゆる前の法人が行っていたのとこれだけ変化しました。なおかつ、それは安定的と言えますと。そこら辺を対比しながらお聞かせいただきたいのが1つです。

それからあと、グローの相談支援事業については、今年度の月ごとの件数と計画相談、全体に対しての割合というのは、あと3カ所あると思うのですが、これはどうなっているのかというところ。

それから、グローに期待している、特に計画相談、相談件数については、ここまではしっかりやってほしいという、数値的なものがあるのか、区内にわずか4カ所しかないということもあるのかもしれないのですが、区としてはグローにはどういうふうをお願いしているのか、端的にお願いしたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

まず、品川児童学園の運営状況ですが、平成28年度の実績は非常に少ないです。実は平成28年度に八潮の仮設に移ったということで、今まで青物横丁にありました児童学園より部屋が狭くなったということもありますので、登録人数をちょっと落としながらサービスを行ったというところもあります。平成29年度は、子どもたちのなれ等もあり、出席、登録人数も増えてきたというところで、より安定してきたと私は判断しております。

また、昨年度、ケアプランの数というところでは、身体と知的が平成29年3月1日現在772件、

精神が265件、合わせて1,037件と聞いております。グローが新しく仲間入りしまして、今まで相談というのは2つのところと、あと1つの精神というところでしたけれども、こういうときどうしようというところでのいろいろな新たな発想、また、滋賀ではこういうふうにやっているというところも聞きながら、新しい風が入ったような感じになっておりますので、4つの相談事業所が創意工夫しながらお互いが伸びてくれるといいなと私は願っております。

○若林委員

児童学園に関しては、場所の問題もありますけれども、出席率が上がってきたということで、子どもたちのなれというのもあるとあって、法人が変わったから云々という段階では今はないと。今後のゆうゆうの取り組みに大いに期待をさせていただくということで理解をいたしました。

グローについては、先ほどのご説明で、相談支援のみの総合支援事業でいえばこういうことになって、先ほどのお話では、ほかの3法人をまとめる立場だというご答弁があったと思うのです。今後、指定管理になるということで、これはずっと議会の中でも言われていることですが、やはり指定管理者については、なかなか区民の目または議会の目というのが、微に入り細に入り、届きにくいのではないかというお声がずっとあったことはご案内のとおりだと思います。

そうすると、先ほどの鈴木真澄委員のお話にも通じますけれども、いわゆる形態、指定管理のあり方については、いずれにせよ、1つにまとめると、こういうメリットがあって、でも、一方ではこういうデメリットもこれはありますと。4つにすれば、こういうメリットがあるのだけれども、逆にこれだけのデメリットができてしまうというところをしっかりと示していただかないと、なかなか中身のある審査はできないのだろうなというのは指摘をさせていただきたいと思います。

そういった中で、特にグロー、事業は1つなのですが、私も滋賀県のグローに1回会派でお邪魔して、理事長とか副理事長と懇談もさせていただいて、本当にすばらしい、糸賀一雄先生の理念、「この子らを世の光に」というお話もあった、そういうものをまさに体現したグロー、光を放つという意味。

そうすると、指定管理の話にもなるのかもしれないですけども、そこまでは聞きませんが、まとめるという意味で最大限にグローに力を発揮していただくというところはすごく大きいのだろうなと。ただ単にまとめるといふことにはとどまらないのだろうなと。

それはきっと指定管理をするときの何か協定の内容であるとか、そもそも総合支援施設の理念であるとか、また、区民にこういう理念で1つ1つの事業を進めていくという、そういう夢と希望を与えられるようなものを当然期待されると思いますので、そこら辺について、非常に雑駁な質問になりますけれども、ご答弁いただければと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

今、グローが4つの法人をまとめて行っているところです。また、グローが中心になって、新しい施設に向けて、品川プロジェクトと銘打ってしまっていて、いろいろなところで新しい施設について、先ほど委員もおっしゃったとおり、夢と希望、また、利用者にとって居心地のよい場所というようなことで、グローに力をいただいているところです。

そういうところでグローの力を発揮しながら、あとの3つの法人も一緒に力を合わせて行っていければなと考えております。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）副委員長

先ほど運営会議を月に2回やられていると。人材確保も本当に大変で、職員が100名近くになるかと思うというお話だったのですが、月に2回やられている運営会議の中で、人材確保も含めてさまざま課題が見えてきているのではないかなど。

それで、2016年のときの議事録を読んでも、1つ1つ課題についてもチェックして解決に向けてやっているという答弁があるのですけれども、今、人材確保とか指定管理というところもあったのですが、現時点での課題があれば、伺いたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

課題というところでは、1つは事業の中身というよりは、どちらかと言うと、やはり4つの法人をまとめるということで、1つ1つの法人であればすぐ話が進むところですが、4つの法人をちゃんとまとめてというところや、滋賀県や北海道は遠いところですので、なかなか思うように事業が進まないというところに大きな課題があるというのは、現状、もちろんあります。ですので、そういうところを1つ1つ解決できるように、しっかりグローが中心となってやっていただけるように進めているところです。

また、課題というのは、一番はやはり人材確保、それと質の向上というところになります。ですので、研修体制をどのようにやっていくかというところも非常に我々としては気になるところです。実際、品川児童学園は今ゆうゆうがやっておりますが、研修に専門の相談員等をお呼びして、療育に合った、子ども一人ひとりに合った研修等も行っていると聞いておりますので、開設前に少しでもよい人材を確保していただければなと願っているところです。

○石田（ち）副委員長

本当に大きな、新たな、そして期待も大きい施設になってくるので、人材確保というのはすごく要になってくるなと思いますので、ぜひ丁寧に進めていっていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、(2)を終了いたします。

(3) 品川区第二期データヘルス計画について

○石田（秀）委員長

次に、(3)品川区第二期データヘルス計画についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

品川区第二期データヘルス計画について報告いたします。

資料をご覧ください。こちらは、今策定中の品川区第二期データヘルス計画の概要版でございます。左上をご覧ください。計画の趣旨・目的は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、レセプト・健診情報等のデータの分析および加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画を定め、PDCAサイクルに沿って保健事業を展開し、各取り組みについての達成目標等を設定することにより被保険者の健康レベル（生活の質）の改善と医療費の適正化という2つの課題に取り組んでいくこととございます。

計画の期間 評価・見直しは、平成30年度から平成35年度の6年間といたします。中間時点の平成32年度に進捗確認および中間評価を行い、新たな課題や取り巻く状況を踏まえ、計画の見直しを図ってまいります。また、計画中におきましても、目標達成状況や事業実施状況の変化等により計画の見直しが必要になった場合も、必要に応じて適宜修正してまいります。

全体目標は2つございます。全体目標1といたしまして健康寿命の延伸、全体目標2といたしまして医療費の適正化でございます。

課題と対策の整理は、第一期データヘルス計画の実施状況、現状分析から、健診受診率の低迷、リスク保持者の増加、重症患者の増加、医療費の増加という4つを重点課題といたします。この課題に対して、健診受診率向上対策、リスク保持者対策、重症化対策、医療費適正化対策という4つの取り組みを整理し、保健事業を計画・実施いたします。

方向性とターゲットは、ピラミッド型の図をご覧ください。上から、重症患者、要医療者、肥満者、リスク保持者、被保険者全体となっております。太線内でそれぞれの対策を記載しております。

主な新規保健事業の実施内容は、右側に掲載しております。4つの対策についての具体的な内容となっておりますが、詳細につきましては調整中でございます。

なお、今回はこのデータヘルス計画と実施計画との整合性を踏まえ、合冊にする予定でございます。冊子ができ上がりましたら、改めて配付を予定しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

今回、第二期データヘルス計画ということで、第一期が平成28年3月につくられて、これは2年間という計画になっていたと思うのですけれども、第一期が2年間で今回6年間となったのはどういう理由からなのかということをお聞かせいただきたいのと、今回、健診率を上げるためなど、さまざまな取り組みが本当に旺盛に盛り込まれていると思うのですけれども、品川区第二期国保基本健康診査等実施計画というのがありますよね。これもかなり細かくさまざま、健診率を上げるためどうしていくかというところで、目次の項目を見てもさまざま書かれていて、こういう形で計画を立てて、しかもこれもまたPDCAサイクルということとされていると改めて思ったのですけれども、この計画とデータヘルス計画の関連、違いというあたりと、それからあと、こういう形での取り組みは大事なことだと思うのですが、早期発見・早期治療で健康寿命を延ばし、被保険者の人生の質もよくしていくというところへ結びつけていくというのはとても大事だと思うのですけれども、もう1つ、品川には健康プランというのがありますよね。その健康プランとの関係というの、どういうつながりというか、連動というか、そういうふうなことで考えられているのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、第一期のときに2年間、そして今回6年間ということでございますけれども、こちら、東京都の医療計画が6年間、平成30年から平成35年度までありまして、そちらに基づいて、今回、データヘルス計画につきましても6年間という形をとらせていただきました。

また、次に、品川区第二期国保基本健康診査等実施計画と今回のデータヘルス計画の関連性でございます。実は、今、委員ご指摘のように非常に似ている部分がございます。今回、同じようなものについては整合性をとろうと中で考えまして、例えば被保険者数についてどのように考えていくか、こちらの実施計画につきましては高齢者の医療の確保に関する法律に基づき計画し、データヘルス計画は国民の健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき計画しているもので、密接に関係しております。

したがって、今回の第二期データヘルス計画と第三期国保基本健康診査等実施計画は、さまざまな関係がございますので、それらの整合性について見直し、合冊として、また、同じようなことになら

ないようにしてまいります。また、資料編としても詳細なデータを載せようと考えております。

そして、しながわ健康プラン21との関係でございますが、例えば区民全体の健康については、今回、国保に限って、また、こちらのデータヘルス計画につきましても40歳から74歳と対象者が決まっておりますので、そちらの部分が国保という観点での考え方でございます。

○鈴木（ひ）委員

そうしますと、今日ご説明いただいたこの資料は概要版ということですが、既に冊子ができ上がっているということなのでしょうか。そして、その冊子が、第二期国保基本健康診査等実施計画と今1冊になっているということだと、第二期のものが50ページちょっとあるのですよね。データヘルスのものもかなりページ数が多いのですけれども、そうすると、ページ数というのはどれぐらいになるのかということもお聞かせいただけたらと思います。

それともう1つ、私、ここで見ていて本当にすごく大事だなと思うのですけれども、それは健康プランなんかでも申し上げてきたことですが、いろいろと国保加入者の健康をどういうふうにつくっていくかということらどと思うのですけれども、そういう点では、生活習慣病にしても歯科の歯周病にしても、それから喫煙対策にしても、教育のところからやっていくとすごく改善に結びつくのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の教育との連携というあたりはどうなっているのかということ。そういう点で言えば、健康プランについても、そこら辺は目標値もきちんと出されていなかったりとかというものがあると思うのですけれども、それに対してこちらはすごく細かく、いろいろと資料も含めて出されているので、これは健康プランのほうにも運動させていくような取り組みも必要なのではないかなと思うのですが、教育ですとか健康プランですとか、そういうところとの連携を考えられているのかということもお聞かせいただけたらと思います。

あともう1つ、これは確認なのですけれども、やっぱり受診率向上というのがすごくありますよね。そのところで、第一期データヘルスの中でもこれだけ取り組みがされているのだなと改めて私も確認させていただいたのですけれども、そんな中で、それでもなかなか一気に上がるというのは難しい部分があると思うのですが、そこを上げるのに1年中受診ができるとか、アクセスのよさだったりとかというのは品川区のよさでもあると思うのですけれども、それと同時に、用紙が1回送られてきますよね。いざ受けたいと思ったときにそれをなくしてしまったりした場合、前はクリニックのほうでいつでもどうぞという感じで、なくしても区民健診は受けられる形になっていたと思うのですけれども、国保のところでは、用紙をなくした場合、クリニックに問診票とかが置いてあって、なくしてもその場で受けたいと言ったら受けられる仕組みになっているのかという確認もお願いしたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、冊子でございます。今策定中でございますが、現段階での概要版ということでこちらをお示しさせていただいており、冊子につきましては今年度中にはできる予定となっております。ページ数は今調整中なので何とも申し上げられませんが、少なくとも国保基本健康診査等実施計画が50ページ程度で、データヘルス計画が30ページ程度かなと思いますので、全体で100ページには満たないと80ページ前後かなと思います。まだはっきりそこまでのページ数等々の調整はしておりませんので、今、この段階では大体の予想でございます。

また、教育などとの連携でございますが、国保につきましては40歳から74歳が中心でございますので、例えば教育機関、若年層につきましては特に連携はとってはいないのですけれども、こちらの冊子ができましたら、関係部署には冊子を配付して、また国保について学んでいただきたいなと思ってお

ります。関係機関というのは、例えば教育委員会事務局とか、そのような形で、学校に配付するとか、そういうものではございません。

それから、受診率向上につきましては、品川区といたしましても非常に力を入れていかなければならない部分でございまして、未受診者の勧奨でございまして、丁寧に行っているところでございます。

また、最後に、受診勧奨の方が受診券をなくしてしまった場合は、国保医療年金課に問い合わせただいて、実際、1年の間に1回も受診していない場合ですと再発行はできます。医療機関に対して連携がとれていますので、医療機関からこの方は国保ですか、受診していますか、していませんかという問い合わせをしていただければ、再発行はできますので、そのあたりは国保医療年金課にお尋ねいただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

教育委員会とか、そういうところとの連携というのは、健康プランを策定している健康課が中心になってやっていくということでもあるのかなと思いますので、それは健康課のほうでもぜひよろしくお願いしたいなと思っています。

あと、用紙をなくしたときなのですけれども、クリニックが用紙を持っていて、そこで問診票とか何かを書いて1回、受診したとするではないですか。でも、うちに帰ったら用紙があったということで、またそれでほかのクリニックを受けてしまうと二重になってしまいますよね。そういう場合は返してもらいますよ、1回しか受けられないので、2回受けた場合は1回分は自費になりますよというところにサインをすれば、クリニックでも受けられる仕組みになっているというふうにも聞いたのですけれども、そういうふうにはなっていないのでしょうか。

受診率を上げるということであれば、用紙がなくても受けていなければ受けられるという仕組みになるのが一番ではないかなと地域の方からも言われたのですけれども、そこのところをお聞かせいただきたいのと、それから、受診者はかかりつけのところで大体行っているではないですか。そういうときに、かかりつけの医師から、今年まだやっていませんよねというふうに一言勧奨されれば、そこでかなり受診率は上げていくことができるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の医師会との連携というあたりはどうなっているかということをお聞かせください。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回、データヘルス計画の策定委員会が4回ございまして、医師会の先生方、また、薬剤師の先生方、歯科医師会の先生方から柔軟なご意見をいろいろいただいております、その中でやはりかかりつけ医の重要性がテーマになったときもございました。

ただ、かかりつけ医の先生が問診して、実際にデータ等々については、例えば国保の方であれば国保の基本健診が受けられるということで、実際にこの方が次にどこかで国保として受けたかどうかという確認がなかなかすぐにレセプトが上がってくるわけではないので、非常に難しい部分もございまして。先生方のウエイトといいますか、大変さと、また、こちらの国保全体の受診率向上というものが非常に難しい部分でございまして、全体の医師会の先生方としては、受診率向上に関してはもちろん了解は得ているのですけれども、個々のかかりつけ医の先生方の考え方もまたさまざまございまして、今回のデータヘルス計画の中におきましては、受診率の向上については、うちの受診勧奨の受診券を持った方に関しては受診しましょう、国保の基本健診ですよという部分は統一しております。

○鈴木（ひ）委員

では、受診券を忘れた、家に置いてきてしまったけれども、今日ぜひ受けたいという人について、ク

リニックに誰もが使用できる受診券が置いてあって、それで受けられるという仕組みにはなっていないということなのですか。

区民健診のときはそういうのができたと思うのですね。そうなるともっと受診率を上げられるようになるのではないかと、再発行をお願いすると手間で、つつい詰めてしまうみたいなことになっていくのかなと思うので、区民健診のときのような形でぜひご検討いただけないかなと思うのですけれども、その点、お願いします。

○三ッ橋国保医療年金課長

実際忘れてしまった方につきましては、医療機関から国保医療年金課にご連絡いただいて、その方が国保で今まで受けていないということがわかれば、すぐにその場にかかりつけ医の先生方に、置いてあれば、その場で国保基本健診ができますので、実際にはお手間をとらせないような方法とはなっております。

また、かかりつけ医の先生方ももちろん、データヘルス策定委員会の中でも受診率の向上は本当に健康寿命の延伸の部分で非常に大事だと思ってくださっていますので、やはり受診率向上に関しては、なるべく先生方の手をわずらわせないような方法をとっていきたいなと思っています。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（真）委員

目標の健康寿命の延伸と医療費の適正化ということに向けて、受診の勧奨をよろしくお願したい中で、これから先、検討してもらいたいというのが、受診率向上対策の(2)です。これを地域の方が見たら言うだろうと思うのが、浴場組合と提携してやっているのでしょうけれども、風呂屋がない地域もありますので、その辺、うまく何かかわりのものを考えておいてもらいたいなと。言われる可能性が高いと思います。健康課なら十分わかると思うのですが、地域的にないところがあるのですよね。だから、そこら辺も先々考えておいてください。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）副委員長

この概要の受診率向上のところ、受診率が低い地域を対象にということで、平成30年度に一、二カ所モデル実施、健診を受診しやすい体制を構築するためにということで、地域別にちゃんと受診率をずっととられてきていたということがすごいなと単純に思ったのですね。地域別にちゃんと出ているものなのだと感心してしまったのと、あと、受診しやすい体制を構築するというのはどういうことなのかなというのと、やっぱりこれだけ調査したり作成するのは大変だろうと思うのですけれども、これは区独自で作成されているのか、どこか調査なんかは委託されたのか、伺いたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

モデル実施の部分でございますが、地域別のデータにつきましては、健診の状況を地域別にはかってございます。

また、区独自かどうかという部分でございますが、データにつきましては業者に委託しておりまして、詳細な分析をさせていただいており、事務局といたしましては、区が事務局となっております。

○石田（ち）副委員長

受診しやすい体制というのは、受けていない方には引き続き通知をとおっしゃっていたのですけれど

も、それなのか、もうちょっと違った形があるのかということと、あと、委託先はどこなのかというのを伺えたらと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

失礼いたしました。より多くの対象者が受診しやすい体制ということでございまして、できる限り考えてはいるのですけれども、受診勧奨につきまして、例えば全然受診していない方にこういうお知らせをしていきたいと思いますとか、2年、3年受診していない方にはこのように工夫したいと思います、受診勧奨の通知の仕方が違ってございまして、できる限り受診しやすい体制をとっているという部分でございまして。

委託先につきましては、ミナケアという、あまり聞きなれないかもしれませんが、その分野のエキスパートでございまして、株式会社ミナケアという会社でございまして。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○若林委員

後で読もうと思って、質疑の中であったので、右のページの、今、副委員長からあったところなのですけれども、平成30年度一、二カ所モデル実施で、受診率が低い地域を対象に集団健診。これは何で低いところを2つ選ぶのですか。

そもそも全国的に見ても23区で見ても、50%を超える区も何区かあったのですよね。違いましたか。今、品川区は三十五、六%でしたよね、たしかご答弁では。そもそも低い。その中でより低いところというのは、気持ちとしては、23区で50%を超えているところがあるのだから、国の目標は目標として、そういうところを目指しますということとをせつかく計画を立てるわけですので、三十五、六%にっていないところを何とか三十五、六%まで持っていこうみたいなのはちょっといかがなものなのでしょうか。という感想があったので、そうすると、最も低いところをやるというのは、これはそうだと思うのですけれども、逆に平均的なところとか、高いところとか、そういうところでやるとどうなのかという工夫の仕方はあって、やっぱり40%、50%を品川区は目指しているのですよと。国の目標も当然あるのですよという力強さがなくて、最初からそういう計画なのと、いきなりそういうふうになってしまうので、そこのところはどうなのですか。

○三ッ橋国保医療年金課長

こちらはデータヘルスの概要版でございまして、具体的な目標値等々、こちらに記載しておりません。実施計画の部分にも関係してくるのでございますけれども、例えば国は60%目指しますよ、けれども、地方自治体によっては45%程度でいいですよという考え方がございます。

区といたしましても、やはり受診率の向上につきましては、低い部分を底上げしていきたいという部分がございます。その中で、こちらに記載されております地域につきましては、品川区全体から考えますと、なかなか低迷している部分でございまして、より力を入れていきたいという考えで、こちらを挙げさせていただいております。

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

障害者支援について

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、障害者支援についてを調査項目とします。

今回も各委員の意見交換を中心に、共通認識を図りながら、理解を深めていきたいと考えております。

それではまず、本件につきまして、理事者より説明願います。

○中山障害者福祉課長

私からは、所管事務調査、障害者支援についてのご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。障害者が地域において安心して生活を送るためには、幅広い相談体制と質の高いケアマネジメントが求められています。区では、障害者計画の基本方針である「障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援」、「障害者の主体性の尊重」、「共に生きる共に暮らす地域社会の実現」、この3つの基本理念を目指し、地域の基盤整備や相談体制の充実について、現在、進めているところです。

まず、相談支援体制についてですが、こちらをご覧ください。障害児者に特化した相談先といたしましては、手帳その他全般的な相談は区の障害者福祉課が、そして未就学の発達に関する相談は品川児童学園が、また、サービスにかかわらず全般的な相談先として地域の拠点相談支援事業所が、一般就労に向けた相談先として障害者就労支援センターがあります。

このほかにも、保健センターや子ども育成課をはじめ、教育総合支援センターなどにおいても相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいるところです。

障害者を支えるための支援といたしましては、こちらの図にありますとおり、医療をはじめ、経済的な支援や日常生活上の支援、社会参加の支援あるいは就労支援などがあり、相談支援者は、障害者ご本人のこうありたいという思いと現実の障害によるギャップに対して、アドバイスや支援につなげる手だてについて、ともに考える作業を行います。

それでは、1ページおめくりください。この図は品川区の相談支援とサービス、区の役割を整理させていただいた図になります。まず、相談の枠組みとしては、青の実線で囲まれた部分になります。障害者福祉課が基幹相談支援センターとして、相談窓口を持つだけでなく、役割としましては自立支援協議会の運営や虐待対応をはじめとする権利擁護、地域の相談支援センターへの助言などを行っています。

この間、整備してまいりました4カ所の地域の拠点相談支援センターといたしまして、身体・知的障害者については、この間、3カ所地域割りをしてございます。品川・大崎地区は福栄会障害者相談支援センター、大井地区が昨年4月からグロー障害者相談支援センター、荏原地区は心身障害者福祉会館内にあります障害者生活相談支援センターの3カ所になります。また、精神障害の方に対しましては、精神障害者生活支援センターがあります。

この4カ所の役割といたしましては、区から基本相談の委託を受けるとともに、認定調査、そして計画相談の作成になります。

障害児につきましては、現在、障害者福祉課で指定特定をとりまして、基本相談だけではなく、ケアプランの作成も障害者福祉課で行っています。

区内にはこのほか4カ所の民間の指定特定相談支援事業所がありますが、現在、ケアプランを作成しているのがそのうち1カ所2件だけになっています。今後、こうした民間の指定特定相談支援事業所との連携が大きな課題となっています。

また、一般企業の就労を目指す方向けには、右側になります、品川区障害者就労支援センターげんき

になります。障害者が抜けております。申しわけございません。

実線で囲まれたところが相談を受けるところになりますが、サービスの利用に当たってケアプランを作成することになっているのが、青の点線で囲まれた部分になります。例えば児童福祉法のサービスである障害児通所給付、そして、障害者総合支援法のサービスである介護給付と訓練等給付についてはケアプランを作成し、定期的にモニタリングを行うこととされています。

また、障害者総合支援法のサービスを受けるためには、心身の状況に関する80項目のアセスメントを行いまして、介護給付を希望する場合はさらに障害支援区分の判定が必要になります。

一方、障害児の場合ですが、手帳または医療機関の診断、意見書と、そのほか障害児の調査項目、これは5領域11項目という調査項目になりますが、これを実施してサービスを組み立てます。

このほか、同じ障害者総合支援法のサービスではありますが、地域の事情によって裁量のある地域生活支援事業といたしまして、例えば意思疎通支援や日常生活用具の給付、社会参加のための移動支援などがあります。

また、区独自のサービスとして、生活圏を広げるためのタクシー券やガソリン券の交付、知的障害者・精神障害者サポート24、こうした独自の事業も実施しております。

また、手帳の交付や補装具、自立支援医療など、それぞれの障害の内容や程度に応じた支援を行っているところでございます。

区が地域の4カ所の拠点相談支援事業所に委託している委託相談では、このように福祉サービスの利用だけではなく、健康や医療、家族や人間関係など生活全般に関する相談や、障害や病状に関する理解や情緒不安への相談にも応じてもらっています。

右側の表になります。こちらが手帳所持者数と障害福祉サービスの支給決定者数の表になります。ご覧いただいてわかりますように、障害福祉サービスを利用されている方は、手帳をお持ちの方の約1割、そのほかの方は、例えば補装具ですとか自立支援医療をご利用いただくことで日常生活を送っていらっしゃると思います。このような方々の相談を地域の委託相談の中でも実施しているところです。

区の基幹相談支援センターは、専門的な立場から助言をするとともに、自立支援協議会の運営を通じて地域の課題を見出し、地域をつくる役割を担います。

一方で、区の役割といたしまして、右下に区と書いてありますが、緑の点線で囲っている部分の支給決定ですとか、あるいはピンクの点線で囲ってあります部分の基盤整備、こうしたものを行う役割を担っています。

障害者は一人ひとりの個別性が高く、状態像もさまざまです。支給決定の仕組みは、地域の社会資源の状況やほかの障害者のサービス利用状況との比較、そして当該障害者の状況や環境などの個別性に着目し、公費で賄うサービスの量を決定する仕組みとなっています。

また、必要なサービスに対する基盤整備も区の重要な役割になっています。もう1枚おめくりいただきまして、この表は、現在の品川区内の障害者福祉サービス、特に通所とグループホーム、入所を含む一覧になります。薄い紫色のところ（仮称）障害児者総合支援施設ということで、先ほどの報告にありましたとおり、平成31年春を目指して建設が進んでいるところです。

この施設が完成することによりまして、区内の短期入所は8床から20床に、生活介護は300人の定員から340人定員に、就労継続B型は330人定員から350人定員に増加いたします。

このほか、グループホームの整備のために、平成27年度から民間への補助制度を開始しました。この間、精神のグループホームふくふくと、知的障害者のグループホームとして昨年11月にはグループ

ホーム金子山を開設することができました。

今後の課題なのですが、やはり地域バランスに配慮しながら、そして民間の力も活用して、グループホームや就労の場の確保を目指す必要があると考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

また、これは毎回言っていることでありますけれども、所管事務調査でありますので、理事者への質疑に終止するのではなく、障害者支援の課題など、各委員の考え、提案なども述べてもらい、それについて議員間でも議論ができるような流れにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご発言がありましたら、よろしくお願いいたします。

○鈴木（ひ）委員

障害者福祉が本当に複雑で、いろいろ読んでも隅々までわかるところまではなかなかいかないという思いがしているので、教えていただきたい点は何点かあるのですけれども、1つは、相談のところなのですが、品川区が基幹相談支援センターという役割を持つということなのですけれども、これは品川区の障害者福祉課の中に基幹相談支援センターという部署があって、そこが基幹相談支援センターの役割を果たすことになっているのか、障害者福祉課全体が基幹相談支援センターというのか、そこら辺の大もとのところがよくわからなくて、教えていただきたいのですけれども、基幹相談支援センターということでもしも障害者福祉課の中にあるということであれば、その体制と実績みたいなものがあるのかどうか、そこら辺も教えていただけたらと思います。

それからあと、計画相談と一般相談を一緒にやる4つの相談支援センターがありますよね。これも相談支援センターという名前と、生活相談支援センターという名前。荏原地区の心身障害者福祉会館のところは生活相談支援センターとなっていて、ほかの福栄会とグローは障害者相談支援センターとなっていて、名前の違いもどうして違うのか、そもそも違わないのに名前だけが違うのか、そこら辺の仕切りのところも教えてください。

それと、一般的にどんな相談も受けますよということでの一般相談支援というところからまず入って、それでいろいろ、先ほどもご説明ありましたように、青い点線の中のサービスを受けるにはケアプランをつくらなければいけなくて、計画相談という形でケアプランをつくるという相談が必ず入ってくると思うのですけれども、一般相談と計画相談というのは連動しているような思いがするのですが、そこら辺の考え方はどうなのかなと。

というのは、指定特定相談支援事業所というのは計画相談だけをやるわけですよね。そうすると、一般相談なしに計画相談だけというのは、どういう形であり得るのかなというあたりもお聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

まず、基幹相談支援センターのところになります。これは障害者福祉課に機能として置いているということになりますので、看板が掲げられているわけではありません。実際に、現在の体制としましては、障害者相談係と知的障害者福祉担当、精神障害者福祉担当、それから療育支援担当、ここの相談員がこの役割も機能として担っているところでございます。人数としましては12人になります。

それで、4つの地域の拠点相談支援センターの名称についてなのですが、この間、やっと整備ができて、地域割りをしようとか、考え方が整ってきたところになりますので、平成31年度を目指し

て、名称をそろえていきたいと考えているところです。例えば地域割りをしたので、高齢者のほうの在宅介護支援センターがそういう形できちんとわかりやすくなっていますので、障害者のほうも、要するに事業所の名前ではなく、障害者相談支援センター何々とするのか、地域ごとにわかるような形に変更したいと考えています。

それから、計画相談については、当然最初の相談の入り口があることになろうかと思えます。サービスを受けたい、実際に何にお困りになっているかという相談の中身を伺う中で、福祉サービスにつなげる必要があったときに、こちらの地域の拠点では認定調査も行う形になっておりますので、そこでご本人のアセスメントが一定できることとなります。その先に、ケアプランをつくるところで、どういうふうに民間の事業所と連携をするかというのが今大きな課題で、そこがないために、今現在は地域の民間支援事業所ではケアプランがなかなかつくれる状況にないと思っております。

一方で、4つの拠点相談支援センターも、この間、相談の数もかなり増えてきていますし、そういう意味では、どういうものから地域と連携して役割を担っていただくかというのは整理しないといけないとは思っているのですけれども、抱え込むのではなく、連携の仕組みをつくることで、なるべく身近なところでケアプランの作成ができるようにしていきたいと考えています。

○鈴木（ひ）委員

私も、このところ、お話を伺いにいったりもしたのですけれども、かなり件数を抱えて、1人100件とか、そういう形で抱えて、大変な状況というのも伺ったのですが、グローの相談が何件とか、計画相談が何件というのは、先ほどの総合支援施設の開設に向けての進捗状況のご報告の中にも平成29年度から始まった実績が書かれていたのですけれども、それ以外のところで、品川・大崎の福栄会でやっている相談支援センターと、それから荏原の心身障害者福祉会館と、それから精神のタイムでやっているところの体制と実績について、相談と計画相談とあわせて、数字がわかったら教えていただけないでしょうか。

○中山障害者福祉課長

まず、心身障害者福祉会館と福栄会のケアプランの数ですが、おおむねまだ300件近くずつ持っているところです。

一般相談の件数というところでは、心身障害者福祉会館が、平成28年度が6,438件、福栄会が1万5,316件、タイムが5,996件となっています。

そこでの体制というところですが、心身障害者福祉会館では5人の常勤職員が対応しております。福栄会相談支援センターは常勤と非常勤も含めて6名、タイムでは合計6名なのですが、特に相談のところを中心に3名の職員が、今現在、計画相談と委託相談というところで従事しているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

相談もあるので、実際にすごい件数を抱えて大変だなと思うのですけれども、ここは計画相談もやられて、委託も受けているということで、補助金も出ていると思うのですが、指定特定相談支援事業所だけだと、支援費だけだとすごく経営も大変で、もともとの一般相談を受けずに計画だけというのはなかなか回ってこないのかなと思うのですけれども、経営的にも指定特定相談支援事業所だけだと大変だということと、一般相談が拠点の相談支援センター4カ所でやっているということになると、そこから指定特定相談支援事業所の民間のところに戻さない限りは、まず回っていかないという状況になると思うのですね。

それで、なおかつその補助金がなくて、そこが支援費だけで回していく、経営的にも大変だとなると、民間のところに計画相談が回っていくという仕組みをつくるのがすごく大変なような気がするのですが、今も全ての方の計画相談がまだまだできていないという状況があると思うのですが、今度の総合支援施設ができたならそこに委託をしていくというところはあると思うのですが、それだけで障害児の相談というのは間に合うのか、また、1年何カ月後までは今の体制でいくのか、そこら辺はどう考えられているのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

計画相談だけだとなかなか回らないという実情は、まだ障害のほうの相談支援についてはあるかもしれませんが。他区の事業所の状況を見ますと、やはり通所を持っているところが相談支援を持って、利用者たちの相談を受けているという形が多いように聞いています。

日常的によく見えるというよさもある反面、一方で、生活全体が見えているかというようなところもあろうかと思しますので、そこは1つの課題なのだと思います。

民間事業所への渡し方というところは、これから具体的に、実際に今4カ所ある民間の事業所と連携をしながら、どういうやり方がいいのか、モデル的にやっていくしかないかなと思っています。

現在、品川区で指定をとられているのは、どちらかと言うと、ホームヘルプ系の事業所が多いので、流し方としては、まずその利用者、状況の把握のしやすい方たちのケアプランを集めてお渡しするというのが、きっと効率的な仕組みになるのかなと思っています。

児童のほうの相談なのですが、この間、放課後等デイサービスあるいは児童発達支援のサービスを使われる方が本当に急増しています。100だったのが200、今現在は600近くのケアプランという形でどんどん増えているので、区でも一生懸命ケアプランの作成はしているのですが、それを超える利用者の伸びで、実際追いついていないという状況がございます。

ここについて、児から者まで一貫した相談がいいのか、それとも発達相談の中にそうした生活相談も取り入れたほうがいいのかというのも現在検討しているところですので、相談の仕組み全体を3障害一緒にするのか、あるいは児から者まで連続した相談支援の仕組みをつくっていくのか、これらの課題を今まさに検討しているところでございます。

ただ、もちろんずっと区で持っていくというつもりはありませんので、平成31年目指して、どういう形で児の相談を受けていくか、その中で、ケアプランについては、放課後等デイサービスを開設している民間事業所なんかとも相談しながら、そこで相談支援の事業所の指定をとるというやり方もあろうかと思しますので、そうした方策も視野に入れながら考えてまいりたいと思っています。

○鈴木（ひ）委員

指定特定相談支援事業所だけではなかなか回らないというところで、幾つにも広げていくというのが、品川のやり方だとなかなか大変だなという思いがしているのですが、指定特定相談支援事業所も品川の場合は数としても少ないと思うのですね。地域割りもしているのですが、介護でもそのようなのですが、介護保険も誰でも自由に、事業所もケアマネジャーも選ぶことができるという仕組みになっています。だから、ここのも、本来であれば障害者の方が指定特定相談支援事業所を選ぶことができるという仕組みだと思うのですね。

だから、そういうところに、もっといろいろ選択が可能になるような、そういう仕組みをどうつくっていくかというのが、私は課題として取り組む必要があるのではないかなと思うのですが、そこ

ら辺の考え方もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それともう1つ、手帳所持者と障害福祉サービス支給決定というところで、児の、子どものところなのですけれども、人数638人のうち、支給決定37人で、下のところには支給決定数は596件と書かれていますので、これは手帳を持っていない方がサービスを受けているという考え方なのか、そこら辺の中身についてもお聞かせいただきたいと思います。

それともう1つ、3枚目、品川区の障害者サービス基盤（通所・入所）を見ると、本当にきれいに荏原東のところは真っ白という感じになっていまして、西のところも心身障害者福祉会館と旗の台つばさの家しかない、荏原に障害者の施設がこんなにもないのだなということを改めてこの表をつくっていただいて実感したところなのですけれども、これはいつも課長のほうでも荏原が足りないというのは認識していて、ここにはつくっていききたいと言われているのですが、就労のB型ですとか就労支援施設からグループホームから、ことごとくない荏原地域には、もっと区が方針を持って具体的に踏み出さないと、この間もグループホームなども補助金を使って民間が建てたいというところには支援していききたいということだったのですけれども、そういうよりも、もっと具体的な方針を持ってやらないと解決しないなと。私も荏原地域に住んでいまして、ぜひここは具体的に区として方針を持って対策を立てていただきたいなと思っているのですけれども、そこら辺の具体的な見通しというのはどう考えられているのかについてもお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

相談支援事業所については選べる仕組みでないというご意見かと思います。基本相談のところは地域割りにしているのですけれども、逆にそこでどうしても合わないというようなケースについては、ほかの地域で受けるということもやっておりますし、あと、具体的にケアプランをつくるための相談支援事業所についてご相談があったときには、事業所でもケアプランをつくれますし、逆に区内ではないところでつくっている方もいらっしゃいます。

ただ、区内の現状から見ると、実際にケアプランをつくっていないと実績として少ないので、まずは実績を上げる仕組みを考えていければと思っています。

それから、表の見方になります。表で書かれている37件の支給決定というのは、障害福祉サービスの支給決定になるので、例えばホームヘルプであったりというようなことになります。下の欄外に*で書いてあるのは、いわゆる放課後等デイサービスですとか児童発達支援ということで、ここも手帳を持っている方と持っていない方と割合が分かればよいなと思っていたのですが、実は児童福祉法のサービスというのは手帳を取得していなくても利用できるもので、そこまでの情報を入力していなかったのです。それで、こういうような形で書かせていただいたところです。

それから、荏原地区につくっていくには区が方針を持ってもっと積極的にというようなお話だと思います。まずは認識するところからスタートだなと思っています。今でも事業所がいろいろな開設のご相談にいらしたときには、ぜひこういったエリアにということではお話もさせていただいているところです。その他、さまざま情報収集に努めていければと思っていますところです。

○鈴木（ひ）委員

相談のところは、基本相談のところに行く、おおよそ計画相談までいくというのが流れになっていくと思うのです。だから、基本相談そのものももっとたくさんの事業所が受けられるような形でやるべきではないかなと。そして、それを障害者の方がみずからどこにしようかというのを自由に選べる、基本相談のところから選べる形の仕組みにぜひしていくべきなのではないかなと思うのですけれども、そ

の点を1点お聞かせいただきたいのと、それから荏原は、グループホーム金子山なんかについても区が土地を取得して無償で提供してというのがありましたよね。ああいう形で、ぜひ土地を区が取得して、プロポーザルで事業所を公募するとか、高齢者福祉のほうはさまざまな事業所がいろいろな地域からどンドン入るような形に今なっていると思うので、障害者福祉のほうでもそういう形で、土地を確保して、そして無償提供するというようなことで公募すれば、多分応募してくれる社会福祉法人があるのではないかなという思いがするのですけれども、今回、障害児者総合支援施設ではそういう形で新たな社会福祉法人が入るということで期待もされる場所ですが、そういうのをもっと進めていくような方針を持ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

確かに通常の委託基本相談から必要に応じてケアプランの流れというのは、ひとつ大きな流れがあるとは思っています。明確に例えばサービスを利用したいというような形でのご相談、あるいはホームヘルプを使いたいというような具体的なお相談のときに、今ある事業者とうまく連携して仕組みができるかどうかということだと思っています。

ある程度ケアプランの数がまとまらないと、現在、指定特定相談支援事業所のところでは専門の職員を置くことということに変わってきてしまったので、実際に指定はとったものの、専門の人がいないとそこでケアプランが受けられないような状況にもなっております。

ですので、その辺も見ながら、モデル的に、ある程度まとまった数をお渡ししながらというような形で、民間の事業所と連携の仕組みであったり、民間事業所を育てていくというようなことをしていければと思っています。

荏原地区の話になります。グループホーム金子山のところはちょうどそういう土地の情報がありまして、あのとき、ミドリホームでしたか、グループホームが1個なくなってしまうということもありまして、急ぎ、補正もお願いして対応したところです。

障害者のグループホームですとか、あるいは就労継続支援B型については、グループホームであれば、例えばアパートの改築・改造であったり、就労継続支援B型も場所を借りてみたいという形でも運営ができるとは思っております。

土地の情報も注意はしてまいります。土地を取得してつくるというだけではなく、賃貸型のものも民間の事業所と相談して、荏原地域にこうした事業所を開設できればと考えております。

○鈴木（ひ）委員

私、目黒の就労継続支援B型とか生活介護、学校の跡のところにたくさんの社会福祉法人が入って、さまざまな施設をつくっているというところにお話を伺ってきたのですけれども、そういう形だとすごくいろいろな法人が入れるのではないかなと思うのです。

だから、民間任せではなくて、区として形を整えて、これだったら民間も入ってこられるよという方針を持っていただきたいと思いますので、ぜひそれはそういう方向で取り組んでいただきたいということで要望させていただきたいと思います。

あと相談のところも、地域割りなのですけれども、自分で選ぶというのがない人は地域割りのところに基本行ってもいいと思うのです。だけど、自分で大もとのところはとりあえずはどこでも選ぶことができるのですよというのはまずお知らせして、合わない人が品川区と相談して初めてそこではないところに変われるというのではなくて、もともとは選べますよ、だけど選ぶところがないのであれば、地域割りをしているので、ここはどうですかという形にするのが基本なのではないかなと思うのですけれど

も、その点も最後、お聞かせいただきたいと思います。

それともう1つ、具体的なところで教えていただきたいのが、地域生活支援事業のところなのですが、地域活動支援センターが、これを見ると、心身障害者福祉会館とタイムにあるということなのですが、地域活動支援センターというのはどんな活動をされているところなのかということをお聞かせいただきたいのと、それと、これも品川区独自サービスと書いてありまして、サポート24というところが知的・精神と書かれているのですけれども、この中身についても教えていただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

まず、相談のところですが、やはり基本的にケアプランの相談というところではどこの事業所でも対応できるような仕組みをつくっていきたいと思っています。ただ、基本相談のところというのは、やはり区のミニ出張所、障害のご相談のミニ出張所みたいな意味合いもございますので、できれば今後地域生活支援拠点のあり方みたいなことも考えていったときに、地域である程度相談を受けて解決するような仕組みということも考えると、やはり一定の地域割りがあったほうがいいのかと考えています。

逆に、よそのところから聞こえてくるのは、品川区の場合はその方の住所がわかればどこに相談に行けばいいかが明確だ、よその区だと相談支援事業所の一覧を渡されるだけだというような声もあつたりします。一長一短のところがあると思いますので、やはり基本相談を受けるところと、それからその方に合った、ケアプランをつくるということは、その方の個人のところをやはり長く、すぐく見ていく作業になると思うので、そういったところでは選んでいける、そういう仕組みをつくっていければと思っています。

地域生活支援事業の地域活動支援センターの中身なのですが、ざっと言ってしまうと、居場所のようなものになります。タイムの中にある居場所としては、例えば精神障害者の方が急に就労継続支援Bに通うとかということも難しいときに、まずは相談の段階で、何曜日のここではこういう作業をやっているからのぞいたらどうですかというような声かけをします。その人が自宅だけの生活ではなく、外に出るきっかけづくりになっていると思います。

心身障害者福祉会館のほうでも、さまざまな趣味活動ですとか、あるいはパソコンの技術をちょっと学ぶ、そうしたようなことも行っております。

毎日どこかに通所をされるような障害のある方ばかりではないと思うのですね。だけれど、ご家庭に閉じこもるわけではなく、その方に合ったメニューを提供することで社会参加ができる、そうした居場所づくりが地域活動支援センターの役割と考えております。

サポート24になりますが、知的障害の方と精神障害の方というのは、やはり不安感が高まって相談したくなることというのが多いと思います。この2つは単身の方にこちらに登録していただいて、登録された方がいろいろな日常の支援、例えばアパートを引っ越すときに不動産屋と一緒に付き添ってもらえないかであるとか、夜、不安になることが多いと思うのですが、そうしたときに電話をして少し安心するとか、そういったことを登録者に対してしているものになります。

○鈴木（ひ）委員

そうすると、サポート24なのですが、今、要項を見ているのですが、知的障害者80名で精神障害者50名という登録定員になっているのですが、実際の登録者がこれくらいいらっしゃるのかということと、登録した人は24時間体制で相談ができるという体制になっているのでしょうか。それから、登録して、相談とか、賃貸契約にも一緒に行ってくださいとか、そういう支援を受けられるということで、これは利用料とかはかからずにできるのか。その点についてもお聞かせいただきたいと

思います。

それから地域活動支援センターは、居場所づくりということだと、登録とか、そういうのは要らないで、障害者の方が自由に行って、そこで何時間とか過ごすというような捉え方でいいのか。その中でされている取り組みとか何かあったら、教えていただけたらと思います。

○中山障害者福祉課長

まず、サポート24になりますが、現在、登録者数ですけれども、平成29年度は、知的障害者生活サポートは40の方が登録されています。精神障害者のほうが36の方が登録されています。本当は知的のほう、もう少し数を増やしてほしいところなのですが、なかなか支援者、これだけでも手いっぱいというような状況だと聞いています。

これは区がわりと先駆的に始めた事業ということになるのですが、今後、障害者の法内サービスも徐々に変わりつつあります。新しいサービスともうまく融合、整理させながら、どういう形で残したらいいのかというのは、やっぱりもう1回再構築する必要があるのかなと思っています。

地域活動支援センターの具体的な中身というところになるかと思いますが、例えば心身障害者福祉会館のほうですけれども、在宅障害者サービス事業というところでは、パソコン教室ですとかダンス教室、音楽教室、料理教室、こうしたものもやっております。あとは、交流室というのはいつ行ってもいいようなお部屋になっているのですが、こうしたサービスの事業、料理教室とか、そういうものについては一定の利用の契約を結ばせていただいて、通ってきていただくようにしているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○大倉委員

先ほどちょっとお話がありましたが、荏原地域でなかなか施設がないというところで、品川だと10、大崎だと10、大井だと21ぐらいで、荏原は東と西合わせても4つしかないというところで、課長もおっしゃっていましたが、地域のバランスというところで課題として認識されているというところだと思っています。

今後の見通しも、先ほどのお話の中では、まず認識するところからスタートというところで、認識するというのは、ないよということを知ることなのか、その辺の認識とはどういう認識なのか、教えてほしいのと、情報収集というところもおっしゃっていたのですが、その情報収集というのはどういうことなのか、教えてください。民間からも相談が来るという中で、荏原地区ということもお話していただいているというところでいうと、民間からの情報収集なのかなとも思っているのですが、その辺について教えていただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

2点のご質問をいただきました。まず、認識というところでは、例えば全ての障害者の基盤が全てのエリアにある必要はないと思っています。例えば入所施設なんかは品川区全体でこれぐらいあればいいだろうと思います。

この中で、就労継続支援のところは自力通所ということになっていきますので、障害のある方が自分で通うことを考えると、この事業についてはやはり地域ごとにあつたほうがいと認識しています。

それから、グループホームも住まいの場というところでは、やはり地域に点在していることが望ましいと思いますので、荏原地域にあつたほうがいとだろうということ、特にこの2つですね、就労継続支援B型とグループホームについては、荏原に持っていきたいと思っています。

まずそれが認識の最初の段階かなと思っています。

それで、実際の情報収集というところでは、やはり民間事業所とのお話の中であったり、例えば開設のご相談があったときに、賃貸物件でもそういった物件がないかどうかといったようなところもお話しさせていただいています。

土地の情報というのも回ってはくるのですが、なかなかちょうどいいところ合いの大きさというのも難しいところになってきますので、引き続き、土地情報もそうですし、民間事業所からの開設の情報もそうですし、そうした中で、なるべく就労継続支援B型とグループホームを荏原地域につくっていきけるようにしていきたいと考えております。

○大倉委員

ありがとうございました。土地や賃貸という部分でもしっかりと情報を集めながら、民間企業と連携しながらやっちはいるけれども、なかなか今できていないという状況で、その辺の課題というか、現状、どうしてなかなかそううまくいかないかというところの区の考えと、今後、土地の取得というだけではなくて、しっかりと民間企業とさまざまな連携していきながらつくっていくというのは大事なことだと思うので、最後、その辺についての考え方を教えていただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

区立でつくるものもあれば、やはり民間主導で民間の方にご協力いただいでつくっていくものがあると思っています。グループホームですとか就労継続支援B型というのは、まさにそういう考えからいくと、民間活力をうまく活用しながら、必要な支援が何なのかというのをご相談の中で考えられればと思っていますので、そうした方向で荏原地域への開設を目指していきたいと思っています。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○若林委員

障害者支援で、どちらかと言うと、ケアマネジメントに焦点を当てた審査になっているのかなと思うのですが、質疑がずっと流れた中で、答弁があったのですけれども、聞き取れないとか理解ができなかったところで、ちょっとダブリますが、1つは、計画相談をして、そして順番としては支給決定がされて、プランが立っていくわけですよね。逆ですかね。計画相談をやって、プランを立てられて、それでいいでしょうということで支給決定がされるのですかね、プロセスとしては。すみません、間違っていたらご指摘ください。

いずれにしても、支給決定の部分に、先ほどのお話で、今、いわゆる基幹相談支援センターとしては12人の区の職員の方がいるのだけれども、指定特定相談支援事業所も1カ所しかなくて、職員の手もあって、なかなか支給決定が速やかに出せない。要は1人100件とさっきあったと思うのですけれども、こういう現状があって、そこでひとつ、すごく大きな滞りというかネックがあるという課題があると思うのです。

これについて、私、すみません、聞き間違い、言い間違いがたくさん今あったと思うのですけれども、それを正していただきながら、要するに支給決定が滞っているというところをしっかりと今後どうするかというのはすごく着目しなければいけないと思うので、ご答弁いただきたいのです。

それで、そこに関連して、まとまった数を指定特定相談支援事業所にプランとか支給決定のお手伝いをしてもらいたい、区だけでは手が回らないからそこにやってもらいたいだけれども、資格者を1人置かなければいけないということで、まとまった数にならないと渡せないというのか、まとまった数に

して渡す、そうしないと効率的に指定特定相談支援事業所が成り立たないのだという構造もあって、そうすると、いつまでも区で抱え込むのかという話になってしまうので、ここら辺の議論は、ああ、そうですかで終わってしまうのかもしれないのだけれども、支給決定の部分、区で滞って、また、1人100件という言い方のところの問題をもう1回鮮明にしていきたい。

すみません、私が鮮明にできなかったので、課長のほうで鮮明にさせていただいて、また議論をしたいなというのが1つです。

○中山障害者福祉課長

すみません、私の説明もちよっとわかりにくかったと思います。まず、支給決定までの流れということですが、最初にご相談があって、そのご相談からどういったサービスが必要かということの見当がつくわけです。そのときに、大人の方であれば心身の状況に関する80項目のアセスメントをやります。障害福祉サービスを使いたいとなったら、そのアセスメントをやります。その中で、さらに介護給付の場合は障害支援区分の判定まで行います。介護の認定を行います。その結果が出たところで、サービス利用計画案をケアマネージャーの事業所で作成します。この計画案に基づいて、こうした案でプランをつくりましたということで区に申請が上がってきますので、そこで区では支給決定を行うという形になります。支給決定を行って、実際にその範囲で大丈夫だということになれば、その案のケアプランがサービス利用開始になるという形になります。それが1つの大きな流れになります。

それで、100件持っているというのは、地域の拠点相談支援事業所の1人当たりのケアプランの持ち件数が、今現在、80件になっているのですけれども、たくさんの件数を持っているということになります。それは大人のほうです。

もう1つ、区でやっている障害児のケアプランについては、地域の拠点で今やっていないので、障害者福祉課で児のケアプランについては立てているというところ です。

支給決定がおくれているかということ、例えば児のほうは、本当はこうした流れがあり、ケアプランの案をつくってから支給決定をしなければいけないのですが、そうすると療育が滞ってしまいますので、状況の調査は必ずしている中で、その中で実は支給決定はさせていただいています。支給決定はさせていただいて、先にサービスを使っただいて、後追いの形でケアプランをつくっているような状況です。

それが障害者のほうは、このサービスができて、わりと早く、もともと障害福祉サービスというのは既に利用されている方がいらして、そこに後からケアプランの仕組みが入ったので、後追いでつくっていったのです。それがある程度、2年くらいで全件できたところなのですが、お子さんについて言えば、まだ区でやっているということと、それから利用がすごく急激に伸びているというところで、なかなかケアプランが追いついていないという状況があります。ただ、支給決定はさせていただいて、サービスの利用にはつながっています。

それともう1つの民間事業所なのですけれども、この間、国のほうでもケアプランの質を高める必要があるだろうということで、専任者を必ず1人は置くこととしています。要するに、ほかのものと兼務でつくるようなものではだめですよということを言い始めているために、専任の人を置くためには、ある程度ケアプランの収入が入ってこないとな人を置くことが難しいと思うので、民間事業所への渡し方としては、ご相談しながらにはなると思うのですけれども、どれぐらいの件数をいつぐらいまでに計画的にお渡しするようなお話を詰めていかないと、なかなか専任の人を用意してもらえないのではないかと考えているところでございます。

すごくわかりにくくて申しわけございません。

○若林委員

まだ私も完璧に理解できていないと思いますけれども、いずれにしても、数字でいきますと、私の同僚議員からも以前から指摘があったところで、このプロセスの中で要するに一般相談、基本相談があって、いわゆる給付のところに行くのに、最後は今は計画案があって、支給決定をして、計画の案がとれると。こうですよね。計画の案から支給決定、計画の案が外れるところは、3ステップ、何週間、何カ月ぐらい今かかっていますか。

○中山障害者福祉課長

実際に、要するに介護給付をお出しするときというのは医師の判定も必要なので、医師の診断書もいただくことを考えると、最低でも1カ月ぐらいはかかると思っています。

ただ、必要度が高いときには暫定で、要するにまだ二次判定が出る前に利用の計画をすることもありますし、支給決定をする作業と並行して事業所を探して、なるべく早目にサービスにつなげるということも個々の事情によってはやっています。

判定自体は、支給決定の会議は毎週やっておりますので、案ができていて、速やかに支給決定ができれば、2週間ぐらいでは大丈夫だと思うのですが、途中にアセスメントの作業が入ったり、主治医の意見書ももらったりという作業が入ることで、1カ月以上の時間を要することもあります。

○若林委員

そうすると、最短で2週間、平均すると1カ月で、お一人お一人の状況によっては1カ月ではできなくて、1カ月半とかということになるのでしょうか。わかりました。

そういうことで、そうすると、確かに医師の判断とか計画の立て方とかということの中で、1回支給決定者の手を離れてということも当然あるので、時間に幅があるというのは、それはそうですねと思うのですが、2週間とか1カ月半とか2カ月というと、ちょっと幅があり過ぎるのではないですか。そこにほかに何かもし要因があるとすれば、それはやっぱり大きな課題としてクリアにしていけないといけないのではないのでしょうかという考え方なのです。

いや、これはどうしても2カ月なのです、1カ月半なのですという個別の事情を聞けば、それはそうかなと思うかもしれないけれども、いわゆる決まった形の中でこれだけの幅があるというのは、障害者の方がサービスを受けるということについてはまだ課題があるのだろうなという問題意識を持って、所管事務調査をさせていただいております。これはまた今後の課題ということで、何かご答弁があればお聞かせいただきたいなと思います。

ちなみに、暫定でもありますよということで、介護のほうも暫定でということがしばしばあると思いますので、障害のある方へのこの問題についての暫定というのは、割合としてどういう場合とか、何かわかりやすい事例があれば、教えていただきたいなと思います。

引き続き、もう1点聞きたいのが、個別の問題になりますけれども、ケアマネジメント、80項目の調査というところで、同行援護だけ、スポットを当てて、毎年、いわゆる視覚に障害のある方から、団体としても、個別に、どうしても時間的に、ちゃんと今こういうルールにのっとってやっていらっしゃるのだけれども、どうしても少ない、それから、これは認めてくれない、これでは社会参加が思うようにいかないよという、本当に個別の事情なのですけれども、これが毎年繰り返されているわけで、また、特別委員会とかということでもしばしばお話が出るのだけれども、ここについては、いわゆるケアマネジメントについて、同行援護にスポットを当ててしまいますが、どうですかというのをお聞きしたい

と思います。

○中山障害者福祉課長

まず、暫定がどれくらいあるかというお尋ねですけれども、実際には暫定の給付はすごく少ないと思っています。通所系であれば、プランをつくる前から練習みたいな形で先に入っていたということがあるのですけれども、ホームヘルプ系のサービス、おうちに行くようなサービスについての暫定というのは非常に少ないと思っています。

ただ、そうは言っても、例えばご家族の事情だったりで急いで入る必要がある、そういったものについては調査に行くわけなのですけれども、調査のときに一緒にホームヘルプの事業所にも行ってもらって、状況を一緒に見てもらうことで、決まった後、できるだけ早く入れるような仕組みですとか、そのときに既に何曜日は入れる体制があるとか、そういった確認もして、できるだけ期間を短くするというような努力もしているところです。

それから、同行援護についてです。個別にもっと時間が欲しいというお声のほかに、特に団体からいただいているのが、丸々、何十時間という形で、個別性のところを見るわけではなく、60なら60、50なら50ということで一括して利用したいというお声をいただくことと、それからケアマネジャーが視覚障害の理解をしていないのではないかというようなお声はいただきます。例えば1級なら全盲けれども、2級ならある程度見えるのではないですかみたいな一律な物の言われ方をしたことがあるというお声も聞いています。

そのところについては、相談支援センターとも話をしながら、実際に1級、2級という級だけではない、特に見え方の違いというのはありますので、そうしたところは共通理解を持つようにしておりますし、あとやはり個別性のところに着目をさせていただくことになるので、一律の支給というのはなかなか難しいというようなお話はさせていただいています。

その上で、あとご本人がどうい社会参加をしたいのか、具体的にお話を伺いながら、何時間という支給決定をさせていただくと同時に、やはり足りないという声もありますので、そうした声に対しては増やしたりということをしています。例えば平成29年8月現在で、最初に決めた支給量から最大44時間増やしているような事例もありますので、その方の外出のご様子なんかを伺いながら、もしかしたら利用者にとっては面倒くさい作業になるかもしれませんが、増やしたりということはさせていただいておりますので、ご相談があったときには、私どもにぜひご相談くださいということで、量の足りないところについては、これからも個別にお声を聞くようにしていきたいと考えています。

○若林委員

見え方の違いというところは、それは当事者の方からの指摘であって、決して区役所でそれでサービスの量が違うというのは、全くそれはないですよ。それは声があったということのご紹介で、決してそういうことではないと思うのですが、増やしているというお話も当然伺っていますし、そういうふうに丁寧に対応されているのだらうかと、それは思っています。

ただ、どうしてもそういう声絶えないというのか、例えば同じ人からとか、同じような傾向性だとか、これはお互いに相談ごと、支給決定なので、決まりは決まりがあって、それをお伝えしながら、また当事者の方も自分の生活状況をお伝えしながらというやりとりをやっていらっしゃると思うのですけれども、最終的にどこかで、そうですね、要望が100%通る、全部頂戴、わかりましたといったら、それで何も苦情とかクレームの声はないのですけれども、ある程度どこかでお互いに線引きをしてというところがあるので、そういう思いをさせないといったらすごく身勝手な私の言い方かもしれない

けれども、本当に納得し合って、こういうことはどこかで最後は線引きしなければいけないわけですから、そういう相談とか支給決定のあり方、職員の方にそういうスキルをもっと持っていただくとか、すみません、私、こういう立場で言うしかないのですけれども、スキルがもしかしたら職員に、まあある話ですよ、これは計画なのです、こういうことに決まっているのです。済む話であれば、それ以上、何も言えなくなってしまうわけですが、そのやりとりとか、何とか納得していただいて、せっかく支給決定した、計画したものについて、何とか安心して、また楽しくというか、生活を日々送っていただきたい。

日々不満を持ちながら、口をあければというときもあるわけですよ。それはよっぽどのことですよ、やっぱり。よっぽど不満があって、それが何年も続いていてということはあると思うので、そこら辺、しっかりというか、丁寧にやっていただきたいなと思うのですけれども、何か思い当たるのが、今後の改善というか、要望というのではなくて、何かお話を聞いておきたいなと思います。

○中山障害者福祉課長

同行援護については、特にどういった外出をされたいか、実際にどういったところにお困りかというのを伺うようにしています。その中で、その人の社会参加が保障されるようにということは、職員とも話はしているところです。

ただ、そうは言っても、こちらに足りないというなお声もいただいておりますので、まずは受けとめ方ですか、ご相談者の相談の受けとめのところをしっかりとやりながら、最終的に支給の枠というのは全体のバランスとかということも出てくると思います。また、同行援護の研修なんかも行っているのですけれども、区内で同行援護の事業者がすごくたくさんあるというわけでもないで、一方でそういう社会資源としての同行援護も増やしながら、社会参加というのはすごく大事なことだと思っておりますので、お声を大事にしながら、お一人お一人に向かって対応ができればと、これから頑張ってもらいます。

○石田（ち）副委員長

A3の2枚目のサービス基盤のところなのですが、それぞれ赤い数字で定員数が書かれていると思うのですが、就労継続支援のA型とB型が合わさってしまっているのですが、これを内訳でいうと何人かというのと、それから、区外を利用されている方もいると思うのですが、これはそれぞれ区内の定員数なのですか。利用されている人の数ではないですよ。

すみません、区外を利用されている方の人数もわかれば、それぞれ教えていただきたいのですが、就労継続支援のB型だったりグループホームなんかは、23区で見てもやはり整備率が少ないと思うので、そういったところでは、区内で生活し続けたいけどなかなかできないという状況もあると思うのですが、区外利用者の部分を伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長

就労継続支援A型、B型のところですが、プチレーブがA型になります。それから、ここでまとめたのは、今日報告させていただいたぶらーすのこともあったので、このような形でまとめさせていただいております。福祉工場しながわがたしか40人定員だったと思いますので、ここから40を引いた数字がB型ということになります。

ただ、このところに、すみません、民間で載せていない事業者がありまして、品川地区に1カ所、それからB型で大崎にトット文化館が入っていますので、そうすると、この数字はちょっと変わるような状況がございます。

現在、ここに赤で書かせていただいたのは、ここに書いてあるところの総定員数になっています。特に就労移行支援は民間事業所が多いので、この中の全てを区民の方が使われているかという、他区の方のご利用もありますし、逆に品川区民の方が他区の事業所を使われているケースもあります。

就労継続支援B型ですけれども、例えば遠くのグループホームに行かれていて、そこの近所のB型を使われている方とかもいらっしゃるの、区内にお住まいになっていて、なおかつ近隣の区外の就労継続支援B型を使われている方というのが、現在、ダイレクトに何人かというのは数字として持ち合わせていないですが、大体20人から30人の間ぐらいと考えているところでございます。

○石田（ち）副委員長

先ほどの荏原地域に足りない、ないという状況もある中で、今も若林委員からもありましたが、毎年出される要望という中では、同行援護もそうですけれども、就労継続支援B型、そしてグループホームを増やしてほしい、これも団体の皆さんから毎年出される要望ですね。

そういったところでは、荏原地域でもっと増えれば、さらに増えるし、ほかの地域でもいいのですけれども、以前、課長から各地域に点在させて利用しやすい、小さな規模でも点在させていきたいというお話もあったので、ぜひさらに品川で住み続けていく、生活していく、地域でしていくということを進めるためにも、ここを増やしていくべきだと私も思うのですが、増設を進めていくというところでは、この間、あいている土地というか、区有地、行財政改革特別委員会でも公有地の活用というのがある中で、所管から積極的に声を上げている部分というのは、どんどんされているのか、やっぱりもうちょっと増やしていくべきだと思うのですけれども、そこら辺の思い、先ほどからも言っていると思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長

荏原地域にという話は、当然、今回計画にも載せますし、所管にも話しています。ただ、実際の公共施設の活用というところになると、障害者施策だけではなくて、区の行政課題全体を見て、やっぱり優先順位とかがあると思いますので、そうした中で決まっていくのかなと思っておりますので、私は私の立場で、事業者側と話をしながら、できるところから進めていければと考えております。

○石田（ち）副委員長

行政課題、優先順位というところでは、立場立場で置かれている区民の思いも違いますし、いや、私が優先だよという思いもあるだろうと思うのですけれども、やっぱり23区で見ても足りないというこの状況はぜひ改善させて、土地もありますし、改善できるところだなと思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

それと、荏原東と西と地域を分けてあるのですけれども、すみません、私、あまり地域割りというのを、品川、大崎、大井・八潮とか荏原というふうにはあつたけれども、東と西で分けるという見方というのは、今までも障害者福祉のところではしていたものなのでしょうか。

○中山障害者福祉課長

荏原東、西というのは、より地域に点在したほうがいいたろうということで、荏原の地域も広いので、戸越・中延のほうと、あと旗の台・小山のほうと分けて考えてみればいいのかという形で、今回このようにさせていただいています。

○石田（秀）委員長

ほかに。いいですか。

○鈴木（ひ）委員

一番初めの基幹相談支援センターのところなのですけれども、先ほど専門的なところを求められてということで、人数が12人とされたのですが、12人の方の資格を教えてくださいたいのと、それから障害児の相談支援というのは、今、品川区の中でやっているのですけれども、それはこの12人とはまた別に、専門で相談支援をやる職員がいるのかということをお聞きしたいのですが、それであれば、多分障害児の相談支援事業というのは、本来であれば自治体はやるべきではないというのが厚生労働省の方針として出ていて、やるとしたら専門の人をきちんと配置するよというの出されていると思うのですけれども、区の専門ということであれば、どういう資格の人が何人いるのかということと、障害児の相談支援事業の体制も教えてください。

○中山障害者福祉課長

先ほど基幹相談支援センター、12人と申ししたのは、相談系の係全員の人数になります。この人数で基幹相談支援センターの業務だけをやっているわけではなく、福祉事務所であったり品川区としての役割も担っています。今、1人の人間が3つの顔を持つような状況もありますので、ここについて課題を整理していきたいと考えているところです。なので、12人全員が、基幹相談支援センターの業務も担うのですが、それだけの業務をやっているわけではないというところです。

この12人のほかに非常勤の職員で心理の職員を1人採用しています。この心理の職員が児童のほうの計画相談のみを行っている人間になります。

この12人中で、資格の所持というところですが、社会福祉士が3人、保育士が2人ということになっておりまして、あとは事務系の職員もいますし、福祉職ですが、こういった資格を持たない職員もおります。

この体制で全体の基幹相談支援センターですとか、あるいは区の役割、福祉事務所の役割を分担しながら担っているのが現状でございます。

○鈴木（ひ）委員

そうすると、障害児の相談支援事業は、非常勤の心理の方が1人だけやっているというところなのでしょうか。障害児の相談支援事業の体制、資格と人数を教えてください。

○中山障害者福祉課長

これも障害児の相談支援だけをやっているわけではないです。専任でやっているのは先ほどの心理の非常勤ですが、ほかに療育支援担当というのがおりまして、社会福祉士と保育士の資格を持つ職員2名、合計3名で、現在、児の相談支援のところを担っております。

○石田（秀）委員長

それでは、ほかにないと思いますが、私から1点、所管事務調査なので、考え方だけ。

さまざま障害者の方は増えているのだらうと思います。グループホーム含めて、ハードの部分はそれはそれで整備していく、思いの中でということはそれはそれであるけれども、あと今言ったソフトの部分は、区の独自サービスも含めて、他区と比べたりとか時間とか、さまざまなことがあると思います。

私は品川区の今のやり方、個々でその人に応じた部分で支給をしていくというやり方が一番いいと思っています、これだけ人が増えてきて非常に大変だけれども、そこがあるからこそ、全体の金額がそれなりに有効に使えているのだと思っています。これを緩めると、どんどん増えていく部分だと思っています。それはソフトもそうだけれども、例えば難聴通級指導学級（中学校・義務教育学校後期課程）も今度やっとならできることになったけれども、そういうのだから必ずお金はかかるわけです。

ここの部分はかけてもいいという部分と、やっぱり利用される、必要な方がいたときに対応していく、

そういうことをしっかりしていかないと、多分どんどん際限なく金額は増えてくるのだろうと思っているので、大変だと思いますけれども、私は今のこの区のやり方がいいと思っています。それだけは私の考えです。

それでは、以上で本件を終了いたします。

3 行政視察の報告書について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、行政視察の報告書についてを議題に供します。

既にお手元に配付しておりますが、11月6日の委員会終了後に行われました報告会の記録をもとに、報告書を調整させていただきました。

このような形で議長に報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。それでは、この内容で議長に報告をさせていただきます。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○大串福祉計画課長

私から、お手元にチラシを配付させていただいております。地域での支え合いを推進する上での機運の醸成を図るということで、支え愛推進フォーラム、昨年は都立大崎高校をお借りして実施したものでございます。

今年度は来月2月25日の日曜日ですけれども、午後1時から3時20分まで、きゅりあんの1階小ホールを舞台にいたしまして、木原孝久さんをお招きして、基調講演を行っていただき、あわせて区内で見守りや支え合い活動を実施している団体の皆さんをお呼びいたしまして、パネルディスカッションを開催していきたいと考えているところでございます。

お忙しいかと思いますが、もしお時間あれば、2月25日、来ていただければ幸いです。

ご案内ということで、お時間をとらせていただきました。

○石田（秀）委員長

今、説明をいただきました。本件につきまして何か質問等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、これ以外のその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ほかにないようですので、以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 5 2 分閉会